経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年４月１日　　経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　赤澤　亮正

第28条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改め、同条第１項の表中「8.18/1,000」を「7.85/1,000」に、「16.36/1,000」を「15.7/1,000」に改め、「介護納付金」の表の次に「子ども・子育て支援納付金」を、「7.85/1,000」の表の次に「1.15/1,000」を、「15.7/1,000」の表の次に「2.3/1,000」を加え、同条第２項の表中「8.18/1,000」を「7.85/1,000」に改め、「介護納付金」の表の次に「子ども・子育て支援納付金」を、「7.85/1,000」の表の次に「1.15/1,000」を加え、同条第３項中「1.09/1,000」を「1.22/1,000」に改め、同条第５項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

１　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

自動車損害賠償責任保険基準料率届出公告

令和８年５月22日　　損害保険料率算出機構

本機構は、自動車損害賠償責任保険基準料率の変更について、令和８年４月30日付で金融庁長官に届出を行いましたので、損害保険料率算出団体に関する法律第９条の３第２項および損害保険料率算出団体に関する内閣府令第８条の規定により、次のとおり公告いたします。

１．金融庁長官に届出をした基準料率　　下記のとおり

２．基準料率の届出をした年月日　　令和８年４月30日
（なお、届出した基準料率は令和８年11月１日以降に保険期間の始期を有する保険契約に適用いたします。）

３．基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を閲覧に供する場所
損害保険料率算出機構　東京都新宿区西新宿３－７－１
新宿パークタワー　28・29階

４．基準料率表の交付の請求を受ける場所　　同上

５．公告に関する問い合わせ先　　損害保険料率算出機構　総合企画部広報グループ
電話（03）6758―1300

記

自動車損害賠償責任保険基準料率

目次

１．保険金額
２．基準料率
３．自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第２項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

１．保険金額
自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第２条に定める保険金額

２．基準料率

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～５３か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車		15,370							
原動機付自転車	一般原動機付自転車		15,030							
	特定小型原動機付自転車		13,620							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		27,820	27,470	27,120	26,780	26,430	26,080	25,740	25,390
	(ロ) 小型二輪自動車		14,230	14,090	13,960	13,830	13,690	13,560	13,430	13,290
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	14,230	14,090	13,960	13,830	13,690	13,560	13,430	13,290
		検査対象外車	14,130	14,000	13,870	13,730	13,600	13,470	13,340	13,210
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）									
	b 小型二輪自動車									
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車	21,190							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			6,310							

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。